

平成25年度

湯沢砂防だより

No.36

平成25年10月16日

国土交通省 湯沢砂防事務所



湯沢砂防事務所のYouTubeチャンネルを開設しました

国土交通省湯沢砂防事務所が実施する業務等に関する情報を発信することを通じ、地域の皆様方に湯沢砂防事務所の業務及び砂防事業について理解を深めていただくことを目的とし、YouTubeに湯沢砂防事務所のチャンネルを開設しました。

当面、湯沢砂防事務所が今年度コミュニティFMで放送した番組を配信していく予定です。FM放送を聴き逃した方はもちろん、多くの皆様のアクセスをお待ちしております！

湯沢砂防事務所のチャンネルは、以下の方法でご覧いただけます。

①湯沢砂防事務所トップページからアクセスする



ここをクリック！！

②ブラウザのアドレスバーに、以下のURLを入力する

<http://www.youtube.com/user/yuzawasabo>

湯沢砂防事務所 YouTube 運用方針

1. 目的

国土交通省湯沢砂防事務所が実施する業務等に関する情報を発信することを通じ、地域の皆様方に湯沢砂防事務所の業務及び砂防事業について理解を深めていただくことを目的とし、YouTube アカウントを取得し、情報発信を行います。

YouTube を通じた情報発信にあたり、当アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。

2. アカウント・ユーザーネーム

アカウント：国土交通省湯沢砂防事務所

ユーザーネーム：yuzawasabo (<http://www.youtube.com/user/yuzawasabo>)

3. 発信内容

発信内容は、国土交通省湯沢砂防事務所に関する以下のさまざまな情報を発信するものとします。

- ・湯沢砂防事務所の所掌する業務内容
- ・湯沢砂防事務所がコミュニティ FM で放送した番組
- ・その他湯沢砂防事務所が必要と判断した情報

4. 発信者

国土交通省湯沢砂防事務所調査課（湯沢砂防事務所広報担当）

5. 注意事項

（１）当 YouTube へのコメント、メッセージへの個別対応は原則としていたしませんのであらかじめご了承ください。

ご意見がございましたら、湯沢砂防事務所ホームページの「ご意見箱」よりご意見願います。（<http://www.hrr.mlit.go.jp/yuzawa/goikenbako.html>）

（２）以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。発信内容に関係のないコメントや、以下の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく全部または一部を削除する場合があります。

- ・法令等に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・犯罪行為を助長するもの
- ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- ・本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
- ・第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの

- ・営利を目的としたもの
- ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- ・YouTube の利用規約に反するもの
- ・その他、運営上、不適當であると判断されるもの

（３）下記の事項等につきまして、何ら責任を負うものではありません。あらかじめご了承ください。

- ・利用者が当 YouTube ページを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害
- ・当 YouTube ページに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- ・当 YouTube ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル、またはその被った損害

6. その他

- ・「運用方針」は予告無く変更する場合があります。
- ・YouTube の利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに利用を中止し、発信内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとします。